小林弘司	群馬県太田市藪塚町三千八十九番地	農業
木村正道	群馬県太田市山之神町三百十六番地八	農業
福島喜代一	群馬県太田市新田上田中町二百九番地	農業
越塚眞一	群馬県太田市六千石町百二十九番地三	農業
根岸知弘	埼玉県深谷市矢島七百五十八番地	農業

三　対象となる者　平成二十三年二月一日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第四十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月一日　法務大臣　江田　五月

第二号の表の株式会社キンポーメルテックの項中「溶接」を「溶接、塗装」に改め、株式会社サンシュガーの項中「水産練り製品製造」を「水産練り製品製造、食品加工」に改め、協同組合フジタカ繊維の項中「織布運転」を「織布運転、婦人子供服製造」に改め、株式会社予州興業の項中「水産練り製品製造」を「水産練り製品製造、非加熱性水産加工食品製造業」に改め、同表に次のように加える。

渡辺繊維株式会社	福井県福井市清水畑町第十七号二十一番地	紡績運転
株式会社近藤製作所	愛知県名古屋市中川区東起町一丁目七十一番地の二	機械加工

○厚生労働省告示第二十二号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月一日　厚生労働大臣　細川　律夫

第二に次の一号を加える。

八十九　前眼部三次元画像解析

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

緑内障、角膜ジストロフィー、角膜白斑、角膜変性、角膜不正乱視、水疱性角膜症、円錐角膜若しくは水晶体疾患又は角膜移植術後である者に係るもの

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら眼科に従事し、当該診療科について四年以上の経験を有すること。

②　眼科専門医であること。

③　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　眼科を標榜していること。

②　医療機器保守管理体制が整備されていること。

③　当該療養について十例以上の症例を実施していること。

○農林水産省告示第二百九十五号

次の地すべり防止区域の地すべり防止工事が完了したので、地すべり等防止法施行規則（昭和三十三年農林省・建設省令第一号）第七条第二項の規定により告示する。

平成二十三年二月一日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　工事の区域

新潟県呼坂地すべり防止区域（平成十七年三月三十一日農林水産省告示第六百四十八号による指定）

二　工事完了の日

平成二十三年二月一日

○農林水産省告示第二百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月一日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県四万十市西土佐大宮字城ケ平二〇一九の一、二〇一九の三、字上法師谷山二〇二三の一、二〇二三の二、二〇二四の一、二〇二四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字城ケ平二〇一九の三・字上法師谷山二〇二四の一・二〇二四の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月一日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県四万十市西土佐長生字横山八六一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字横山八六一の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月一日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡仁淀川町土居字ゴホヲガモリ乙一一一七、乙一一一八、竹ノ谷字ゴホヲガモリ二八〇四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ゴホヲガモリ乙一一一七・乙一一一八・字ゴホヲガモリ二八〇四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）